

官報

(号 外)
独立行政法人国立印刷局

目次

〔法 律〕

○国会議員互助年金法を廃止する法律

○ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律の一部を改正する法律 (二)

○平成十七年度分として交付すべき地方交付税の総額の特例に関する法律 (三)

○石綿による健康被害の救済に関する法律 (四)

○石綿による健康等に係る被害の防止のための大気汚染防止法等の一部を改正する法律 (五)

〔省 令〕

○平成十七年度分の地方交付税の交付時期及び交付額の特例に関する省令 (総務二〇)

○地方債の特例の対象となる石綿健康等被害防止事業を定める省令 (同二一)

○租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令 (財務三)

○ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律施行規則の一部を改正する省令 (厚生労働一四)

二 五 六 九

〔告 示〕

○犯罪被害者等基本計画を定めた件 (内閣府二七)

○ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律第二条の規定に基づき厚生労働大臣が定めるハンセン病療養所等の一部を改正する件 (厚生労働二二)

本号で公布された 法令のあらまし

○国会議員互助年金法を廃止する法律 (法律第一号) (国会)

1 国会議員互助年金法は廃止することとした。(本則関係)

2 この法律は、平成一八年四月一日から施行することとした。ただし、3の(四)及び4の(一)(2)については、同年七月一日から施行することとした。

3 退職者に関する経過措置

(一) 互助年金等の支給の継続
この法律の施行の日(以下「施行日」という。)前に互助年金又は互助一時金を受ける権利についての裁定を受けた者等に係る当該互助年金(この法律の施行の際現に国会議員である者に係る普通退職年金を除く。)又は互助一時金については、この法律による廃止前の国会議員互助年金法(以下「旧法」という。)の規定は、なおその効力を有することとした。(附則第二条関係)

(二) 普通退職年金の減額
年額の計算の基礎となる議員の歳費月額が、八八万円、九六万円、〇〇〇円、九八万円、〇〇〇円及び一〇三万円の者については旧法により計算した金額を、それぞれ四パーセント、七パーセント、八パーセント及び一〇パーセント減額した額の年金を支給することとした。(附則第三条関係)

(三) 高額所得による年金の停止措置の強化
普通退職年金と前年の互助年金外所得の合計額が七〇〇万円を超える場合は、その超える金額の二分の一に相当する金額の普通退職年金の支給を停止すること(停止する金額が普通退職年金の額を超えることとなる場合は、普通退職年金は支給しないこと)とした。(附則第五条関係)

4 現職国会議員等に関する経過措置

(一) 普通退職年金の支給
(1) 施行日の前日までの在職期間が一〇年以上である現職の国会議員が退職したときは、施行日前の在職年数について旧法により計算した金額を一五パーセント減額した額の普通退職年金を支給することとした。(附則第九条関係)
(2) 普通退職年金についても3の(三)と同様の高額所得による年金の停止措置を講ずることとした。(附則第一〇条関係)

(二) 遺族扶助年金の支給
普通退職年金を受け死亡したとき又は(一)の普通退職年金を受ける権利を有する国会議員が在職中死亡したときは、その者が受けるべき普通退職年金の額の二分の一の額を遺族に、遺族扶助年金として支給することとした。(附則第十二条関係)

(三) 退職一時金の支給
この法律の施行の際現に国会議員である者が退職したときは、その者が国庫に納付した納付金の総額の八割に相当する金額(過去に普通退職年金又は退職一時金を受けた場合は、その合計額を控除した金額)の退職一時金を支給することとした。(附則第十三条関係)

(四) 普通退職年金を受ける権利を有する者が(一)の退職一時金を請求したときは、その普通退職年金を受ける権利が、(一)の普通退職年金を受ける権利を有する者がこれを請求したときは、(三)の退職一時金を受ける権利が、それぞれ消滅することとした。(附則第十四条関係)

5 その他この法律の施行に関し必要な経過措置等を定めることとした。

○ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律の一部を改正する法律 (法律第二号) (厚生労働省)
1 昭和二〇年八月一五日までの間に、本邦以外の地域に設置された厚生労働大臣が定めるハンセン病療養所に入所していた者であつて、ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律の施行の日において生存しているもの(以下「国外ハンセン病療養所入所者」という。)に対し、その者の請求により、補償金を支給することとした。(第二条第二号関係)

2 国外ハンセン病療養所入所者による補償金の請求は、この法律の施行の日から起算して五年以内に行わなければならないこととした。(第四十一条第二号関係)

3 国外ハンセン病療養所入所者に支給する補償金の額は、八〇〇万円とすることとした。(第五十一条第一項関係)

4 国外ハンセン病療養所入所者については、名誉の回復等の措置に係る規定を適用しないこととした。(第一条第一項関係)

5 この法律は、公布の日から施行することとした。

〇平成十七年度分として交付すべき地方交付税の特例の特例に関する法律(法律第三号)(総務省)

1 平成一七年度の補正予算により増額された同年度分の地方交付税の額について、当該額の一部を、同年度内に交付しないで、平成一八年度分として交付すべき地方交付税の総額に加算して交付することができることとした。

2 この法律は、公布の日から施行することとした。

〇石綿による健康被害の救済に関する法律(法律第四号)(環境省)

1 総則

(一) この法律は、石綿による健康被害の特殊性にかんがみ、石綿による健康被害を受けた者及びその遺族に対し、医療費等を支給するための措置を講ずることにより、石綿による健康被害の迅速な救済を図ることを目的とすることとした。(第一条関係)

(二) この法律において「指定疾病」とは、中皮腫、気管支又は肺の悪性新生物その他石綿を吸入することにより発生する疾病であつて政令で定めるものをいうこととした。(第二条第一項関係)

2 救済給付

(一) 石綿による健康被害の救済のため支給される給付(以下「救済給付」という。)は、医療費、療養手当、葬祭料、特別遺族弔慰金、特別葬祭料及び救済給付調整金とし、独立行政法人環境再生保全機構(以下「機構」という。)が支給することとした。(第三条関係)

(二) 機構は、石綿を吸入することにより指定疾病にかかった旨の認定を受けた者に対し、その請求に基づき、医療費を支給することとした。(第四条第一項関係)

(三) 医療費の額は、当該医療に要する費用の額から、当該認定に係る指定疾病につき、健康保険法等の規定により被認定者が受け、又は受けることができた医療に関する給付の額を控除して得た額とすることとした。(第二条第一項関係)

(四) 機構は、被認定者に対し、その請求に基づき、政令で定める額の療養手当を支給することとした。(第一六条第一項関係)

(五) 機構は、被認定者が当該認定に係る指定疾病に起因して死亡したときは、葬祭を行う者にに対し、その請求に基づき、政令で定める額の葬祭料を支給することとした。(第一九条第一項関係)

(六) 石綿を吸入することにより指定疾病にかかり、当該指定疾病に起因して施行日前に死亡した者の遺族(三の一の特別遺族給付金を受けられることができる者を除く。)に対し、政令で定める額の特別遺族弔慰金及び特別葬祭料を支給することとした。(第二〇条関係)

(七) 被認定者であつて施行日前に認定に係る指定疾病にかかったものが当該指定疾病に起因して施行日から起算して二年以内に死亡した場合において、当該指定疾病に關し支給された医療費及び療養手当の合計額が特別遺族弔慰金の額に満たないときは、当該死亡した者の遺族に対し、特別遺族弔慰金の額から当該合計額を控除した額に相当する金額を救済給付調整金として支給することとした。(第二二条第一項関係)

(八) 機構は、救済給付の支給に要する費用に充てるため石綿健康被害救済基金を設けることとした。(第三一条第一項関係)

(九) 政府及び地方公共団体は、予算の範囲内において、機構に対し、救済給付の支給に要する費用に充てるための資金を、交付及び拠出することができることとした。(第三二条関係)

(十) 救済給付の支給に要する費用に充てるため、労災保険適用事業主等から、毎年度、一般拠出金を徴収することとした。(第三五条第一項及び第二項関係)

(十一) 救済給付の支給に要する費用に充てるため、石綿の使用量、指定疾病の発生の状況その他の事情を勘案して政令で定める要件に該当する事業主から、毎年度、特別拠出金を徴収することとした。(第四七条第一項関係)

3 特別遺族給付金

(一) 厚生労働大臣は、死亡労働者等の遺族であつて、労災保険法の規定による遺族補償給付を受ける権利が時効によつて消滅したものに對し、その請求に基づき、政令で定める額の特別遺族年金又は特別遺族一時金(以下「特別遺族給付金」という。)を支給することとした。(第五九条関係)

(二) 特別遺族給付金の支給に要する費用については、労働保険の事業に要する費用とみなして、徴収することとした。(第六九条関係)

4 不服申立てについて必要な規定を設けることとした。(第七五条、第七九条関係)

5 その他

(一) 国は、石綿による健康被害の予防に関する調査研究の推進に努めなければならないこととした。(第八〇条関係)

(二) 罰則について必要な規定を設けることとした。(第八七条、第九一条関係)

6 この法律は、一部の規定を除き、平成一八年三月三十一日までの間において政令で定める日から施行することとした。

7 政府は、この法律の施行後五年以内に、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な見直しを行うこととした。

〇石綿による健康被害の救済に関する法律(法律第四号)の施行期日等に関する法律(法律第五号)(環境省)

一 大気汚染防止法の一部改正関係

石綿が使用されている建築物に加え、石綿が使用されている工作物についてもその解体作業等による石綿粉じんの飛散を防止する措置を講ずることとした。(第一条、第二条第一二項、第一八条の一五第一項及び第三項並びに第二六条第一項関係)

二 地方財政法の一部改正関係

地方公共団体が石綿による人の健康又は生活環境に係る被害の防止に資する事業で総務省令で定めるものを行うために要する経費については、第五五条の規定にかかわらず、当分の間、地方債をもつてその財源とすることができるとした。(第三三條の六の三関係)

三 建築基準法の一部改正関係

建築物は、石綿の建築材料からの飛散による衛生上の支障がないよう、建築材料に石綿を添加しないこと等とすることとした。(第二八条の二関係)

四 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正関係

1 石綿が含まれている廃棄物その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有する廃棄物として環境省令で定めるもの的高度な技術を用いた無害化処理を行い、又は行おうとする者は、環境省令で定める基準に適合していることについて、環境大臣の認定を受けることができることとし、当該認定を受けた者は、当該認定に係る廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分を業として行い、又は当該認定に係る廃棄物処理施設を設置することができることとした。(第九条の一〇及び第一五条の四の四関係)

2 1の認定を受けた者について、報告徴収、立入検査等の対象とすることとした。(第一八条、第一九条の五関係)

五 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して八月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

六 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、一、三及び四の施行の状況等について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずることとした。

七 政府は、この法律の施行後五年以内に、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な見直しを行うこととした。

八 政府は、この法律の施行後五年以内に、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な見直しを行うこととした。

七 石綿による健康被害の救済に関する次に掲げる業務を行うこと。

イ 認定（石綿による健康被害の救済に関する法律（平成十八年法律第四号、以下「石綿健康被害救済法」という。）第四条第一項の認定（その更新及び取消しを含む。）及び第二十二條第一項の認定をいう。）

ロ 救済給付（石綿健康被害救済法第三条の救済給付をいう。）の支給

ハ 船舶所有者（石綿健康被害救済法第三十五條第二項の船舶所有者をいう。）からの一般拠出金（同項の一般拠出金をいう。）の徴収及び特別事業主（石綿健康被害救済法第四十七條第一項の特別事業主をいう。）からの特別拠出金（同項の特別拠出金をいう。）の徴収

第十條の次に次の一條を加える。

（業務の委託）

第十條の二 機構は、都道府県、保健所を設置する市若しくは特別区又は環境大臣の指定する者（次項において「都道府県等」という。）に対し、前条第一項第七号イ（申請に係る部分に限る。）及びロ（請求に係る部分に限る。）に規定する業務の一部を委託することができる。

2 都道府県等は、他の法律の規定にかかわらず、前項の規定による委託を受けて、当該業務を行うことができる。

第十一條中「前条第一項第二号」を「第十條第一項第二号」に改める。

第十二條を次のように改める。

（区分経理）

第十二條 機構は、次に掲げる業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。

一 第十條第一項第一号及び第二号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務（以下「公害健康被害補償予防業務」という。）

二 第十條第一項第七号に掲げる業務及びこれに附帯する業務（以下「石綿健康被害救済業務」という。）

三 前二号に掲げる業務以外の業務

第三章中第十六條の次に次の一條を加える。

（石綿健康被害救済基金）

第十六條の二 機構は、第十條第一項第七号ロに掲げる業務に要する費用に充てるために石綿健康被害救済基金を設け、石綿健康被害救済法第三十一條第二項の規定において充てるものとされる金額をもってこれに充てるものとする。

2 通則法第四十七條及び第六十七條（第四号に係る部分に限る。）の規定は、石綿健康被害救済基金の運用について準用する。この場合において、通則法第四十七條第三号中「金銭信託」とあるのは、「金銭信託で元本補てんの契約があるもの」と読み替えるものとする。

第十七條第一号中「前条第一項」を「第十六條第一項」に改める。

第二十二條第三号中「及び第十六條第二項」を「第十六條第二項及び第十六條の二第二項」に改める。

「若しくはポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金」を「ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金若しくは石綿健康被害救済基金」に改める。

附則第二十九條を次のように改める。

（基金の事務費への充当）

第二十九條 機構は、石綿健康被害救済法第三十一條第二項及び第十六條の二第一項の規定にかかわらず、当分の間、環境大臣の認可を受けて、石綿健康被害救済基金の一部を取り崩し、当該取り崩した額に相当する金額を石綿健康被害救済業務の執行に要する費用に充てることのできる。

この場合において、当該取り崩した額に相当する金額については、平成十九年度以降において、石綿健康被害救済法第三十二條第一項の規定により政府から交付された資金のうち石綿健康被害救済業務の執行に要する費用に充てるためのものに相当する金額の一部を、当該取り崩した額に相当する金額に達するまで、石綿健康被害救済基金に組み入れるものとする。

2 環境大臣は、前項の規定による認可をしようとするときは、財務大臣に協議しなければならない。

附則第三十條から第三十六條までを削る。

（障害者自立支援法の一部改正）

第十五條 障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）の一部を次のように改正する。

附則第九十四條のうち社会保険診療報酬支払基金法第十五條第二項の改正規定中「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成十五年法律第百十号）第八十四條第三項」を「石綿による健康被害の救済に関する法律（平成十八年法律第四号）第十四條第一項」に、「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律第八十四條第四項」を「石綿による健康被害の救済に関する法律第十四條第二項」に改める。

総務大臣 竹中 平蔵
財務大臣 谷垣 禎一
厚生労働大臣 川崎 二郎
環境大臣 小池百合子
内閣総理大臣 小泉純一郎

石綿による健康等に係る被害の防止のための大気汚染防止法等の一部を改正する法律をここに公布する。

御名 御璽

平成十八年二月十日

内閣総理大臣 小泉純一郎

法律第五号

石綿による健康等に係る被害の防止のための大気汚染防止法等の一部を改正する法律

（大気汚染防止法の一部改正）

第一条 大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）の一部を次のように改正する。

第一条中「建築物」を「建築物等」に改める。

第二条第十二項中「建築物」の下に「その他の工作物（以下「建築物等」という。）」を加える。

第十八條の十五第一項第五号及び第三項、第二十六條第一項、第二十九條並びに第三十二條中「建築物」を「建築物等」に改める。

（地方財政法の一部改正）

第二条 地方財政法（昭和二十三年法律第九十九号）の一部を次のように改正する。

第三十三條の六の二の次に次の一條を加える。

（石綿健康被害救済事業に係る地方債の特例）

第三十三條の六の三 地方公共団体が石綿による人の健康又は生活環境に係る被害の防止に資する事業で総務省令で定めるものを行うために要する経費については、第五條の規定にかかわらず、当分の間、地方債をもつてその財源とすることができる。

（建築基準法の一部改正）

第三条 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）の一部を次のように改正する。

第二十八条の二を次のように改める。

（石綿その他の物質の飛散又は発散に対する衛生上の措置）

第二十八条の二 建築物は、石綿その他の物質の建築材料からの飛散又は発散による衛生上の支障がないよう、次に掲げる基準に適合するものとしなければならない。

一 建築材料に石綿その他の著しく衛生上有害なものととして政令で定める物質（次号及び第三号において「石綿等」という。）を添加しないこと。

二 石綿等をあらかじめ添加した建築材料（石綿等を飛散又は発散させるおそれがないものとして国土交通大臣が定めたもの又は国土交通大臣の認定を受けたものを除く。）を使用しないこと。

三 居室を有する建築物にあつては、前二号に定めるもののほか、石綿等以外の物質でその居室

内において衛生上の支障を生ずるおそれがあるものとして政令で定める物質の区分に応じ、建築材料及び換気設備について政令で定める技術的基準に適合すること。

第八十六条の七第一項中「第二十七条」の下に、「第二十八条の二（同条各号に掲げる基準のうち政令で定めるものに係る部分に限る。）」を加え、同条第三項中「同条の技術的基準」を「同条各号に掲げる基準」に改める。

第八十八条第一項中、「第二十条」の下に、「第二十八条の二（同条各号に掲げる基準のうち政令で定めるものに係る部分に限る。）」を、「認定型式部材等に係る部分に限る。」の下に、「第八十六条の七第一項（第二十八条の二（第八十六条の七第一項の政令で定める基準に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）」を加える。

第一百一条第六号中「第二十八条の二」の下に「（第八十八条第一項において準用する場合を含む。）」を加える。

（廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正）

第四條 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三十七号）の一部を次のように改正する。

目次中「第九条の八・第九条の九」を「第九条の八―第九条の十」に、「第十五条の四の二・第十五条の四の三」を「第十五条の四の二―第十五条の四の四」に、「第十五条の四の四―第十五条の四の六」を「第十五条の四の五―第十五条の四の七」に改める。

第二章第四節第九條の九の次に次の一条を加える。

（一般廃棄物の無害化処理に係る特例）

第九條の十 石綿が含まれている一般廃棄物その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有する一般廃棄物として環境省令で定めるものの高度な技術を用いた無害化処理（廃棄物を人の健康又は生活環境に係る被害が生ずるおそれがない性状にする処理をいう。以下同じ。）を行い、又は行おうとする者は、環境省令で定めるところにより、次の各号のいずれにも適合していることについて、環境大臣の認定を受けることができる。

一 当該無害化処理の内容が、当該一般廃棄物の迅速かつ安全な処理の確保に資するものとして環境省令で定める基準に適合すること。

二 当該無害化処理を行い、又は行おうとする者が環境省令で定める基準に適合すること。

三 前号に規定する者が設置し、又は設置しようとする当該無害化処理の用に供する施設が環境省令で定める基準に適合すること。

二 前項の認定を受けようとする者は、環境省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を環境大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 無害化処理の用に供する施設の設置の場所

三 無害化処理の用に供する施設の種別

四 無害化処理の用に供する施設において処理する一般廃棄物の種類

五 無害化処理の用に供する施設の処理能力

六 無害化処理の用に供する施設の位置、構造等の設置に関する計画

七 無害化処理の用に供する施設の維持管理に関する計画

八 その他環境省令で定める事項

3 環境大臣は、第一項の認定の申請に係る無害化処理が同項各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の認定をするものとする。

4 第一項の認定を受けた者は、第七条第一項若しくは第六項又は第八條第一項の規定にかかわらず、これらの規定による許可を受けず、当該認定に係る一般廃棄物の当該認定に係る収集若しくは運搬若しくは処分を業として行い、又は当該認定に係る一般廃棄物処理施設を設置することができる。

5 第一項の認定を受けた者は、第七条第十三項、第十五項及び第十六項の規定の適用については、一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者とみなす。

6 環境大臣は、第一項の認定に係る無害化処理が同項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、当該認定を取り消すことができる。

7 第八條第三項本文及び第四項から第六項までの規定は第一項の認定について、第八條の四の規定は同項の認定を受けた者について準用する。この場合において、第八條第三項本文中「前項」とあるのは「第九条の十第二項」と、同条第四項中「都道府県知事は、一般廃棄物処理施設（政令で定めるものに限る。）について」とあるのは「環境大臣は」と、「第二項第一号」とあるのは「第九条の十第二項第一号」と、「書類（同項ただし書に規定する場合にあつては、第二項の申請書）」とあるのは「書類」と、同条第五項中「都道府県知事」とあるのは「環境大臣」と、「市町村の長」とあり、及び「市町村長」とあるのは「都道府県及び市町村の長」と、同条第六項中「当該都道府県知事」とあるのは「環境大臣」と読み替へるものとする。

8 前各項に規定するもののほか、第一項の認定に関し必要な事項は、政令で定める。

第十四條第一項中「及び第十五條の四の三第三項」を、「第十五條の四の三第三項及び第十五條の四の四第三項」に改める。

第三章第七節第十五條の四の六を第十五條の四の七とし、第十五條の四の五を第十五條の四の六とし、第十五條の四の四を第十五條の四の五とし、同章第六節第十五條の四の三の次に次の一条を加える。

（産業廃棄物の無害化処理に係る特例）

第十五條の四の四 石綿が含まれている産業廃棄物その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有する産業廃棄物として環境省令で定めるものの高度な技術を用いた無害化処理を行い、又は行おうとする者は、環境省令で定めるところにより、次の各号のいずれにも適合していることについて、環境大臣の認定を受けることができる。

一 当該無害化処理の内容が、当該産業廃棄物の迅速かつ安全な処理の確保に資するものとして環境省令で定める基準に適合すること。

二 当該無害化処理を行い、又は行おうとする者が環境省令で定める基準に適合すること。

三 前号に規定する者が設置し、又は設置しようとする当該無害化処理の用に供する施設が環境省令で定める基準に適合すること。

2 前項の認定を受けようとする者は、環境省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を環境大臣に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 無害化処理の用に供する施設の設置の場所
- 三 無害化処理の用に供する施設の種別
- 四 無害化処理の用に供する施設において処理する産業廃棄物の種類
- 五 無害化処理の用に供する施設の処理能力
- 六 無害化処理の用に供する施設の位置、構造等の設置に関する計画
- 七 無害化処理の用に供する施設の維持管理に関する計画
- 八 その他環境省令で定める事項

3 第八条の四の規定は第一項の認定を受けた者について、第九条の十第三項の規定は第一項の認定について、同条第四項及び第五項の規定は第一項の認定を受けた者について、同条第六項及び第八項並びに第十五条第三項本文及び第四項から第六項までの規定は第一項の認定について準用する。この場合において、第八条の四中「当該許可に係る一般廃棄物処理施設」とあるのは「当該認定に係る施設」と、当該一般廃棄物処理施設」とあるのは「当該施設」と、第九条の十第四項中「第七項第一項若しくは第六項又は第八項第一項」とあるのは「第十四条第四項第一項若しくは第十四条第四項第二項」とあるのは「第十五条第一項」と、「一般廃棄物の」とあるのは「産業廃棄物」と、同条第五項中「第七項第十三項、第十五項及び第十六項」とあるのは「第十四条第十二項、第十三項及び第十六項」と、「一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者」とあるのは「産業廃棄物収集運搬業者若しくは産業廃棄物処分業者又は特別管理産業廃棄物収集運搬業者若しくは特別管理産業廃棄物処分業者」と、第十五条第三項本文中「前項」とあるのは「第十五条の四の第二項」と、同条第四項中「都道府県知事は、産業廃棄物処理施設（政令で定めるものに限る。）について」とあるのは「環境大臣は、」と、「第二項第一号」とあるのは「第十五条の四の第二項第一号」と、「書類（同項ただし書に規定する場合にあつては、第二項の申請書）」とあるのは「書類」と、同条第五項中「都道府県知事」とあるのは「環境大臣」と、「市町村の長」とあり、及び「市町村長」とあるのは「都道府県及び市町村の長」と、同条第六項中「当該都道府県知事」とあるのは「環境大臣」と読み替へるほか、これらの規定に關し必要な技術的調整は、政令で定める。

第十八条第二項中「おいて、」の下に「第九条の十第一項若しくは第十五条の四の第一項の認定を受けた者（次条第二項及び第十九条の三において「無害化処理認定業者」という。）又は」を加え、「輸入した者又は」を「輸入した者若しくは」に改め、「対し、」の下に「当該認定に係る収集運搬若しくは処分若しくは当該認定に係る施設の構造若しくは維持管理又は」を加え、「輸入又は」を「輸入若しくは」に改める。

第十九条第二項中「職員に、」の下に「無害化処理認定業者の事務所若しくは事業場若しくは第九條の十第一項若しくは第十五条の四の第一項の認定に係る施設のある土地若しくは建物若しくは」を、「立ち入り、」の下に「当該認定に係る収集、運搬若しくは処分若しくは当該認定に係る施設の構造若しくは維持管理若しくは」を加える。

第十九条の三中「及び特別管理産業廃棄物処分業者」を、「特別管理産業廃棄物処分業者及び無害化処理認定業者」に改め、同条第一号中「場合」の下に「（第三号に掲げる場合を除く。）」を加え、同条第二号中「場合」の下に「（次号に掲げる場合を除く。）」を加え、同条に次の一号を加える。

三 無害化処理認定業者により、一般廃棄物処理基準（特別管理一般廃棄物にあつては、特別管理一般廃棄物処理基準）又は産業廃棄物処理基準（特別管理産業廃棄物にあつては、特別管理産業廃棄物処理基準）に適合しない一般廃棄物又は産業廃棄物の当該認定に係る収集、運搬又は処分が行われた場合、環境大臣
第十九条の七において同じ。」を加える。

第十九条の五第一項中「都道府県知事（」の下に「第十九条の三第三号に掲げる場合及び」を加え、同条第三号イ及び子中「第十五条の四の六第二項」を「第十五条の四の七第二項」に改める。

第二十条中「第十五条の四の六第一項」を「第十五条の四の七第一項」に、「第十五条の四の四第一項」を「第十五条の四の五第一項」に改める。

第二十六条第四号中「第十五条の四の四第一項」を「第十五条の四の五第一項」に改め、同条第五号中「第十五条の四の四第四項」を「第十五条の四の五第四項」に改める。

第二十九条第三号及び第十号中「第十五条の四の六第二項」を「第十五条の四の七第二項」に改める。

第三十条第三号中「第十五条の二の三」を「第九条の十第七項、第十五条の二の三及び第十五条の四の四第三項」に改める。

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して八月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 第二条の規定、公布の日
二 第四条及び附則第三条の規定、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

（検討）
第二条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、第一条、第三条及び第四条の規定による改正後の規定の施行の状況等について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

第三条 登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。
別表第一第五十号を次のように改める。

五十	一般廃棄物又は産業廃棄物の広域的処理又は無害化処理の認定	認定件数	一件につき十五万円
	（一） 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三十七号）第九條の九第一項（一般廃棄物の広域的処理に係る特例）又は第十五條の四の三第一項（産業廃棄物の広域的処理に係る特例）の一般廃棄物又は産業廃棄物の広域的な処理の認定	認定件数	一件につき十五万円
	（二） 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第九條の十第一項（一般廃棄物の無害化処理に係る特例）又は第十五條の四の四第一項（産業廃棄物の無害化処理に係る特例）の一般廃棄物又は産業廃棄物の無害化処理の認定	認定件数	一件につき十五万円

総務大臣 竹中 平蔵
財務大臣 谷垣 禎一
国土交通大臣 北側 一雄
環境大臣 小池百合子
内閣総理大臣 小泉純一郎